## 本庄市行政改革審議会規則

(趣旨)

第1条 本庄市行政改革審議会設置条例(平成18年本庄市条例第17号)第7 条の規定に基づき、本庄市行政改革審議会(以下「審議会」という。)の会議 の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支 障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で 議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

- 第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載 した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、 会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでな い。
  - (1) 開催日時
  - (2) 開催場所
  - (3) 議題
  - (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
  - (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

- 第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。
- 2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会 議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会 議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に 供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした 部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。